

○京都府自治会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例

(平成25年 6 月27日 条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、本組合職員の給与を減ずる措置を講じるため、京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（平成 8 年京都府自治会館管理組合条例第23号。以下「給与条例」という。）並びに京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（平成21年京都府自治会館管理組合条例第 1 号。以下「副管理者給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1.6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の1.6を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の地域手当の月額に100分の1.6を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の1.6を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の1.6を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第21条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額並び

にこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.6を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から給与条例附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額から給与条例附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与条例附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与条例附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(副管理者給与条例の特例)

第3条 特例期間においては、副管理者給与条例第3条に規定する副管理者に対する給料月額の支給に当たっては、同条に規定する給料月額から、給料月額に100分の1.6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 2 特例期間においては、副管理者給与条例第4条第2項の規定に基づく期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に、100分の1.6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

